

教育委員会会議録

平成25年8月定例会

海老名市教育委員会

教育委員会会議録
(平成25年8月定例会)

- | | | | | | |
|---|------|--|-------------------------------------|--|--------------------------------|
| 1 | 日付 | 平成25年8月23日(金) | | | |
| 2 | 場所 | 海老名市役所702会議室 | | | |
| 3 | 出席委員 | 教育委員長
教育委員 | 海野 恵子
田中 裕子 | 教育委員 | 平井 照江 |
| 4 | 出席職員 | 理事(教育担当)
教育部参事(公会計担当)
教育総務課長兼特定政策担当課長
教育指導課教育支援担当課長 | 仲戸川 元和
能條 富士雄
金指 太一郎
成岡 誠司 | 教育部次長
教育部参事兼教育指導課長
学校教育課長
教育指導課児童育成担当課長 | 植松 正
郡山 強
加藤 秀夫
加藤 展子 |
| 5 | 書記 | 教育総務課主幹
兼庶務係長 | 植木 明夫 | 教育総務課副主幹 | 佐藤 哲也 |
| 6 | 開会時刻 | 午後2時00分 | | | |
| 7 | 付議事件 | 日程第1 報告第8号 海老名市立図書館条例施行規則の一部改正について | | | |
| 8 | 閉会時刻 | 午後2時27分 | | | |

○海野委員長 本日の出席委員は3名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会8月定例会を開会いたします。

それでは、会議を進めたいと思います。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。本定例会の会議録署名委員は、規定により、委員長において、田中委員、平井委員を指名いたします。

○両委員 はい。

○海野委員長 本日の日程については、すでにお配りした議事日程のとおり報告事項が1件となっておりますので、よろしく申し上げます。

○海野委員長 それでは、報告事項に入ります。日程第1、報告第8号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育長職務代理者 はい、それでは、報告第8号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。報告理由につきましては、図書館の管理について、指定管理者制度の導入に伴う規則の一部改正について、教育長が代理して、執行したためでございます。

植松教育部次長、説明をお願いします。

○教育部次長 はい、それでは、1ページをご覧ください。報告第8号、海老名市立図書館条例施行規則の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして、臨時に代理し、執行しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。改正を要する規則でございますが、海老名市立図書館条例施行規則でございます。

改正理由は、先ほど説明がありましたとおり、図書館の管理につきまして、指定管理者制度を導入するためでございます。

主な改正内容につきましては、指定管理者制度の導入に際しまして、手続き等の必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日でございます。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定のうち第4条の2に係る部分につきましては、公布の日から施行したいものでございます。

続きまして、今回、教育長の臨時代理ということで、本来、教育委員会規則の改正につきましては、教育委員会が決定する事項の一つでございますけれども、すでに海老名市立図書館条例が改正されていること、また、指定管理者募集の事務手続きを早急に進める必要があることから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長が臨時に代理して執行したものでございます。

なお、今回のこの規則に関する公布の日は、平成25年8月13日でございます。

3ページをご覧ください。実際に公布をいたしました公布文でございます。4ページから6ページまでは規則の改正文でございます。改正の内容につきましては、7ページ以降のA4横の新旧対照表により説明させていただきます。第3条ですが、元々、13号ございましたが、旧の第1号、こちらは、指定管理となることから、予算の編成、執行に関するものを削除しております。

続いて、第4条の次に、第4条の2及び第4条の3の2条が追加になってございます。第4条の2では、指定管理者の申請、それから、8ページ、第4条の3では、事業報告書ということで、指定管理の導入に伴いまして、新たに2条が追加となっております。

続きまして、第5条、第5項として開館時間につきまして、特に必要があると認めるときは、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て開館時間を一時的に変更できるという規定が追加となっております。

続いて、第6条、休館日につきましても、同様に第3項といたしまして、特に必要があると認めるときは、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て臨時に休館することができるという規定が追加となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。旧の第7条で入館の制限を規定しておりましたが、こちらが削除となっております。入館の制限につきましては、海老名市立図書館条例にて規定しておりますので、規則からは削除となっております。

第8条から第18条までは、文言の修正になります。今まで、図書館の「館長」と規定しておりました部分を、「指定管理者」に改めさせていただいております。

次に、11ページの最後、新の第20条として教育委員会による運営管理の規定が追加となっております。旧の第20条が第21条に繰り下がっております。

最後に、附則でございますが、施行期日につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成26年4月1日から施行となります。ただし、第4条の次に2条を加える改正規定のうち、第4条の2に係る部分に限り、公布の日から施行となります。また、改正前の規

則によって行った処分、手続その他の行為は、改正後の規則の相当規定によってしたものとみなすという経過措置を設けさせていただいております。説明は以上でございます。

○海野委員長 はい、ありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、ご質問又は意見がございましたらお願いします。

私からひとつよろしいでしょうか。図書館の管理に指定管理者を導入することで民間のノウハウやアイデアを取り入れ、市民サービスの向上を図るというねらいがあると思うのですが、すでに図書館の管理運営に指定管理を導入しているような先進自治体への視察などは予定しているのでしょうか。

○教育部次長 すでに、市長部局の指定管理制度を所管している部署の職員2名と教育委員会事務局の職員1名の計3名で佐賀県の武雄市図書館などへ視察に行っております。

○児童育成担当課長 そのほか、市長部局の職員と教育委員会事務局の職員各2名の計4名で東京都武蔵野市の武蔵野プレイスへいろいろ話を聞きに行っております。

○海野委員長 それらの施設が海老名の環境や海老名のニーズにあっているかどうかはまだわからないですよ。どの程度海老名で取り入れることができるか、海老名市民にとってどの程度活用できるかということはまだわからないですよ。

○児童育成担当課長 はい。特に武雄市の場合は、周りに何もなくて、海老名とはだいぶ環境が違うので、どのように活用できるかは現時点ではまだわかりません。

○海野委員長 海老名にとってより良いものになればと思いますのでよろしくをお願いします。ほかにございませんか。

○田中委員 今後、新しく改修されるということなので、海老名市全体にとっての図書館、市民にとってどういう図書館が良いのかといったコンセプトなども準備されるようだと思うのですが、そういったものを逐次ご報告いただけたらと思います。私たち自身もいろいろと情報を集めたりしながら、一緒に作っていきたいと思っていますので、指定管理者の選定基準などもあるでしょうから、そういったところでも教育委員にも報告いただけたらと思っていますのでよろしくをお願いします。

海老名にとってより良いものになればと思いますのでよろしくをお願いします。

○教育部次長 はい。

○平井委員 6ページの指定管理者の申請書の1番に共同企業体構成員確認書というのがあるのですが、共同企業体というのは、例えばこういった形のものになってくるのでしょうか。

○**児童育成担当課長** 現時点では、共同企業体になるかどうかも含めてわかりません。

○**平井委員** ということは、申請が上がってくる時点では一企業体で、それ以降関連した施設や貸出などの業者を選んできて共同でという形になってくるのですか。

○**教育総務課長** 当然、共同企業体を組む企業は、応募の段階で明らかになっていなければ、それぞれの企業の経営状態などの確認ができませんので、それらを明らかにした形で応募してくることになります。

ですから、例えば、ビルメンテナンスのノウハウを持っている、図書サービスのノウハウを持っている、それらをひとつの企業ですべて持っていれば一企業として応募してくることも考えられますが、多角的なサービスを提供したいといった場合には、いくつかの企業が一緒になって共同企業体として応募してくることも考えられます。いずれにしても、共同企業体かそうでないかは、応募の時点で明らかになっていなければなりません。

○**平井委員** やはり、そういう形でないと、一企業が状況に応じて共同企業体ということになりますと、公平性に欠けますので、応募の時点で明らかでなければいけないと思いましたが、確認させていただきました。

もう一点よろしいですか。図書館の改修に合わせて、プラネタリウムはどのような位置付けになっていくのでしょうか。

○**教育指導課長** まず、プラネタリウムの現状からお話しいたしますと、現状は、平成19年にリースを開始いたしまして、6年契約で平成25年6月までのリースとなっております。リース満了後、平成26年3月までは、再リースという形で同じ機器を使用して、これまでと変わらない形で運用しているところでございます。今後、継続ということになれば、平成26年度以降は、新しい機器を導入することになるかとは思いますが、経費がどのくらいかかるか2社に見積りを依頼したところ、1社は設備だけで2,080万円程度、もう1社は8,200万円程度ということで非常に大きな経費が掛かります。さらに、それに加えて機器の保守、番組のレンタル料など非常に多くの経費が掛かるといった状況があります。

そういった中で、この指定管理という話がありまして、指定管理の中でどうやってプラネタリウムを運営していくのか、現在、無料で運営しておりますが、近隣はすべて有料でありますので、指定管理になった場合には、当然有料という可能性が高いわけです。この有料化については、指定管理以外にも、これまで、2回ほど検討した経過がございまして、有料化することで、収入に比べて券売機や人件費といった費用の方がはるかに高いと

いう状況で、これまで有料化にならなかったという経緯がございます。これらの状況を踏まえて総合的に判断することになりますが、図書館の改修費用に加えて、プラネタリウムの経費を組み込んでいくということはかなり課題が大きいということで、継続していくことは難しいということで考えております。

また、市が設備投資をしない中で、現在プラネタリウムとして活用しているドーム型の部屋について、指定管理者がどういった活用をするのか。場合によっては、プラネタリウムとして活用したいという提案が出ることもあるかもしれませんし、そこは、指定管理者の発想や考え方に委ねて、審査をしていくことになろうかと思っております。

また、心配になりますのが、現在行われているプラネタリウムの投影ということで子どもたちにとって、関心を深めてもらうということでプラネタリウムの教室を開いてきたところでございますけれども、当然、プラネタリウムのシステムがなくなれば、これができなくなります。そういったところは、問題であるという認識はしておりますけれども、仮にこれができなくなった時には、デジタル教科書を活用するなどして補うことができるのではないかと考えております。

○平井委員 改修となると、プラネタリウムなどすべてを含めてだと思っております。図書館といえども、子どもたちの学習に役立っていたものがなくなってしまうと考えると、市民のための新たな図書館づくりというものが、何をもって市民のための図書館なのか、具体的に項目として挙げてもらえるとうわかりやすいのではと思っております。今のお話を聞いて、プラネタリウムがなくなってしまうというのはいかがなものかなと感じています。

○海野委員長 プラネタリウムの「夏の星座」「冬の星座」といった番組もリースなのですか。

○教育指導課長 リースについては、一番の基本になっているのは機器の部分です。今のシステムは、パソコンからデータを呼び出してプロジェクターを通して、円形のドームに投影するといった形になっております。あと、番組も何本かありまして、リースのものもありますが、小学生向けの番組の中には、海老名市独自で委託により制作したものもございます。

○海野委員長 先日、テレビで放送していたのですが、光学式の大きな機械を使える方をお願いして再利用することはできないのでしょうか。

○教育指導課長 指定管理を導入するにあたって、現在、真ん中に光学式の機器がございますので、今後、指定管理をする業者が、機器の現状等を踏まえて活用の仕方の提案があ

れば可能ではあります。ただ、現在の近隣市の状況を考えますと、光学式のものもごございますけれども、ほぼ、デジタル式という状況であります。厚木市は、光学式とデジタル式の両方をかなりの費用を掛けて運用しているというような状況です。

○平井委員 募集をかけた時に、指定管理者の方でそのようなところまでやっていただける業者があるのであれば、市としては、今あるものを活用していただけたら、とても良いのではないかと思います。

○教育指導課長 募集というか、申請をしていただくときに、プラネタリウムについてどうしますかという項目も設けてございますので、そこでいろいろなアイデアを出してもらって、審査の参考にすることはできると思います。

○海野委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにご質問もないようですので、報告第8号を承認することに異議ございませんか。

○各委員 異議なし。

○海野委員長 異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第8号を承認いたします。

○海野委員長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会8月定例会を閉会いたします。